資料3-4

総務省独立行政法人評価委員会の業績勘案率(案)について

1 審議対象案件

役職及び所掌	在任期間	業績勘案率(案)※	
	(算定期間)	〈総務省評価委員会〉	
情報通信研究機構 理事 (研究系)	H16. 4. 1~H20. 3. 31 (同上)	0. 9	

[※] 業績勘案率(案)の算定は別紙のとおり。

2 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見案 当委員会の既往の方針等に沿って検討した結果、次案のとおりとしたい。

(案)

通知のあった業績勘案率(案)「0.9」については、意見はない。

以上

総務省独立行政法人評価委員会から通知された業績勘案率(案)の算定内容

				算 定 内 容		
		業績勘案率適用期間		基準業績勘案率	調整	(# *)
法 人 名 役 職					当該役員の法人業績への	
	役 職				貢献度その他当該数値に	
			(参考) 在任期間	(※1)	表れていない事項を総合 的に考慮(※2)	(※3)
			177/31161		731- 3% (2002)	
情報通信研究機構	理事	H16. 4. 1∼H20. 3. 30	同左	1. 3	あり	0. 9

- (※1)独立行政法人の役員退職金に係る「業績勘案率」の決定についての申し合わせ(平成17年8月26日総務省独立行政評価委員会決定)の「1.」に基づき算出。これについて、申し合わせ「2.」に基づき、当該法人の当期(当該理事の在職期間)の業績との明確な差の有無等を総合的に検討・審議した結果、「1.0」とされている。
- (※2) 平成 18 年度において会計検査院から指摘された「委託研究等における過大支払い」については、当該役員が所掌する研究開発 部門の事案であることから、管理監督責任が認められ、役員の職責に係る事項に関し、<u>減算要因が認められる</u>。
- (※3) 申し合わせ「2.」に基づき総合的に勘案して検討・審議したところ「0.9」とすることが適当と判断されたもの。